名古屋港管理組合公報

令和８年10月21日
（水曜日）
号外第75号

発行所　名古屋市港区港町１番11号　名古屋港管理組合

目　　次

規　　則

○名古屋港管理組合臨港緑地条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 …… 1

告　　示

○臨港緑地の変更 …… 2
○利用料金の額の承認 …… 2

規　　則

名古屋港管理組合臨港緑地条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

令和八年十月二十一日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長　広沢　一郎

名古屋港管理組合規則第十二号

名古屋港管理組合臨港緑地条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

名古屋港管理組合臨港緑地条例の一部を改正する条例（令和八年名古屋港管理組合条例第五号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和八年十一月二十一日とする。

告　　示

名古屋港管理組合告示第49号

次の臨港緑地は、令和８年11月21日から次のとおり変更する。

令和８年10月21日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長　広沢　一郎

変更前

名　　称	位　　置	区　　域	施設の概要
新舞子マリンパーク	知多市緑浜町２番１、２番２、２番３、２番４、３番、５番、２番３地先、２番４地先、５番地先	別添図示（略）	人工海浜（ブルーサンビーチ） 駐車場（海水浴場開設期間中並びに日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日は、有料） 散策、休息施設 魚釣り施設

変更後

名　　称	位　　置	区　　域	施設の概要
新舞子マリンパーク	知多市緑浜町２番１、２番２、２番３、２番４、３番、５番、２番３地先、２番４地先、５番地先	別添図示（略）	人工海浜（ブルーサンビーチ） 駐車場（海水浴場開設期間中、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日及び年末年始（十二月三十日から一月三日）は、有料） 散策、休息施設 魚釣り施設

名古屋港管理組合告示第50号

名古屋港管理組合臨港緑地条例（昭和58年名古屋港管理組合条例第2号）第７条の２第２項の規定に基づき、令和８年11月21日以後の利用から適用される新舞子マリンパークの運動施設等の利用料金の額を次のように承認した。

なお、臨港緑地内の運動施設等の利用料金の額の承認（令和５年３月31日告示第26号）は、令和８年11月20日限り廃止する。

令和８年10月21日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長　広沢　一郎

新舞子マリンパークの運動施設等の利用料金の額

運動施設等の区分	利用の区分	単　　位	利用料金	備　　考
駐車場		１台１回につき	1,000円	